

行政書士法抜粋

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（中略）その他権利義務又は事実証明に関する書類（**実地調査に基づく図面類を含む。**）を作成することを業とする。

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、**一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。**

- 一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
- 二 **第十九条第一項の規定に違反した者**

行政書士法

(昭和二十六年法律第四号)

施行日：平成二十八年四月一日

最終更新：平成二十六年六月十三日公布(平成二十六年法律第六十九号)改正

電子政府の総合窓口 <http://www.e-gov.go.jp/> より引用しました。